

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年10月 2日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉緊急停止系電動機・発電機セットの点検記録において、励磁機(回転子)の絶縁抵抗測定値が記載されていないこと(測定は実施していたものの、点検記録上、他の部分と一括記載しており、単体では読み取れない状態)が認められたため、対策検討。	対象外	
2	4号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系熱交換器出口弁において、弁シート部に漏えい(系外漏えい無し)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	1号機スチームドレン系受ポンプ(B)吐出弁グランド部より床面に2秒に1滴の水が滴下していることが認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、漏えい量は約0.3リットルで汚染は無く、弁下部に受け皿を設置済み。	GIII	